

タイトル：戦略的遺産動機、非対称情報と出産数の決定

著者：釜田公良、佐藤 隆、二神律子

出典：『中京大学経済学論纂』第12号、pp.1-21.

出版年：2001年

テーマ：遺産動機と子ども数との関連性を探る。

内 容：

遺産動機の仮説としては、純粹に子どものことを思いやり、最適な世代間の消費配分の実現のために遺産を残すという「利他的遺産動機仮説」と、子どもの行動を操作する手段として遺産を利用するという「戦略的遺産動機仮説」の二つが代表的である。本論文では、Chami(1996, 98)に基づき、子どもの側の行動として「所得を得るための努力」を想定する。そして、子どもの努力が子どもの効用のみ影響を与え、親の効用には直接的に影響を与えないケースと、親子双方の効用に直接に影響を与えるケースを分析する。さらに、子どもの所得に関する不確実性と、親が子どもの努力水準を観察できないという情報の非対称性を考慮する。

まず、利他的遺産動機仮説をとる Becker=Barro(1988)、Barro=Becker(1989)の内生的出産選択モデル(子ども一人当りの遺産と養育費の和である子どもを持つことの限界費用と、利他主義に基づく子どもが一人増えることによる効用の増加(限界便益)が一致するところで子ども数が決定するモデル)に、子どもの所得に関する不確実性と、子どもの努力水準に関する情報の非対称性を導入する。ゲームのタイミングは次のように想定する。①親が子の数 n を選択する(ただし、 $0 \leq n \leq \bar{n}$)、②親が遺産 b (≥ 0) を選択する、③子が b を観察して、努力水準 e (≥ 0) を選択する、④自然が手番をとり、子どもの所得が実現される。

親・子それぞれの期待効用関数 EU_p 、 EU_k は次のように定式化される。

$$EU_p = u_p(y_p - nb) + \delta(n)nEU_k$$

$$EU_k = p(e)u_k(y_L + b) + [1 - p(e)]u_k(y_H + b) - v(e)$$

ここで、 $\delta(n)$ は親が一人の子どもの効用に置くウェイトである。上述したゲームのタイミングにおける一段階目の親の問題を導出すると、

$$\frac{dV(n)}{dn} = EU_{pm} = -b^A u_p'(y_p - nb^A) + [\delta(n) + \delta'(n)n]EU_k = 0$$

となり、親は子どもを持つことの限界費用と限界便益が均等になるように子どもの数を選ぶこと分かる。

次に、Bcker(1991)、Chami(1998)に基づき、子どもの努力水準が子どもの効用水準の

みならず、親の効用水準にも直接影響を与えるケースを考える。子どもの努力水準は対称情報である。このように子どもがメリット・グッズであるケースの親の効用関数は、

$$EU_p = u_p(y_p - nb) + w(ne) + \delta(n)nEU_k$$

となり、子どもの参加制約条件 $EU_k(e, b) \geq EU_k(e, 0)$ の下で自分の期待効用を最大にする (b, e) を選択する。ここから親の子ども数選択を表わす式を導出すると、

$$\frac{dV(n)}{dn} = e^s u_p' \cdot \left[MRS_{pp} - \frac{b^s}{e^s} \right] + [\delta(n) + \delta'(n)n] EU_k$$

となる。子ども数 n の時に親が選ぶ遺産 b^s と努力水準 e^s との間の私的限界代替率である MRS_{pp} が $MRS_{pp} \geq b^s / e^s$ ならば $dV(n)/dn > 0$ が成立し、このとき、均衡の子ども数 n^s は上限値 \bar{n} に定まる。

次に、子どもの努力水準がメリット・グッズである場合において、親が子どもの努力水準を観察できないケースでは、前述の対称情報のケースと比べて親にとって多くの子どもを持つインセンティブは低下し、子どもの数が上限値をとらない可能性が生まれる。 $MRS_{pp} < b^{AI} / e^{AI}$ のときには内点解をとる可能性があり、そうならば、 $n^{AI} < \bar{n}$ が成立しうることが導出された。この非対称情報の戦略的遺産動機モデルから導出された $MRS_{pp} < b^{AI} / e^{AI}$ を仮定して、最初に考察した利他的遺産動機モデルとの間で子ども数および遺産の大きさを比較すると、 $n^{AI} > n^A, b^{AI}(n^{AI}) < b^A(n^A)$ と要約される (n^A は利他的遺産動機モデルにおける均衡子ども数)。

以上から、遺産動機や情報構造の違いによって子ども数、遺産量がどのように変わるのかをまとめると、第一に、戦略的動機に基づいて親が遺産を残す場合、親が子の努力水準を観察できる対称情報の下では、親はできるだけ多くの子を持つとするが、親が子の努力水準を観察できない非対称情報の下では、利他的遺産動機モデルと同様に、子ども数が内点解をとる可能性がある。第二に、利他的遺産動機モデルと非対称情報の戦略的遺産動機モデルを比較すると、後者の方が子ども数は大きくなる。第三に、子ども一人当りの遺産量に関しては、利他的遺産動機モデルよりも非対称情報の戦略的遺産動機モデルにおける方が少なくなる。

雑誌論文文献番号：15

タイトル：「全国家族調査」データに見る現代日本人のライフコースの変化

著者：加藤 彰彦

出典：『帝京社会学』第14号、pp.17-45.

出版：帝京大学文学部社会学科

出版年：2001年

テーマ：

「家族生活についての全国調査」データを用い、ライフコースの変化を、①成人期への移行、②子どもの出生、③子どもの結婚と孫の誕生、④親との死別、配偶者との離死別というイベント経験のタイミングの分布に着目し記述している。

内容：

日本家族社会学会による「家族生活についての全国調査」を用い、ライフイベントの経験年齢の累積分布、すなわちある年齢までに当該イベントを経験する者の累積割合を Kaplan-Meier 法によって推定し、1921-30年、1931-45年、1946-55年、1956-65年、1966-70年の出生コホート間比較を通じて、現代日本人のライフコースの移行の変化を記述し、以下のような知見が得られた。

最初に成人期への移行についての分析が行われる。ライフコース論では、学業の終了、初就職、親からの経済的独立、初離家（継続して1年以上の親との別居）、結婚の5つのライフイベントによって捉えられ、ここでは経済的独立を除く4つの出来事経験のタイミングが比較されている。

学業終了は、戦前生まれと戦後生まれで大きく異なり、戦後の中等・高等教育の普及が反映されている。また、男女で比較すると、男性の4年生大学への進学率の高さを確認できる。

初就職のタイミングは、戦前生まれと戦後生まれの間で経験タイミングの分布が大きく変化し、男性では出生年が若くなるにつれ経験率の曲線の傾きが増し、学卒と同時に初就職を同時に経験するパターンの標準化がみられるのに対し、女性は戦前と戦後の間で分布の形自体が劇的に変化している。戦後生まれは、初就職と学業終了がほぼ一致するが、戦前生まれの女性は、就職経験率が低く、結婚を先に経験した者が多い。

離家の経験は、男性は1921-30年生まれで経験割合が高く兵役の影響がみられる。高度経済成長期前半に10代から20代であった1931-35、1936-40、1941-45年生まれコホートでは「あととり」を予定された者は離家するチャンスもないままに親元に居続けたことが示唆される。女性では、1966-70年生まれの4人に1人は離家経験がなく「パラサイト・シングル」として捉えられる。

最後に結婚を見てみると、男女とも晩婚化の趨勢が顕著で、男性は、1951-55年生まれから結婚タイミングが本格的に遅れ始め、女性でも20歳代全体を通じた晩婚化が始まるのが1951-55年生まれである。また、学歴別・初職企業規模別にみると、20歳前後では、男女とも低学歴の者が早く結婚を開始するが、20歳代後半では、男女は異なる動きを見せ、相対的に低い階層の男性と高い階層の女性において晩婚化ないし未婚化が進んでいる。このように若いコーホートほど結婚が遅れ、成人期への移行を完了しない者があられ、その傾向は1966-70年コーホートにおいて顕著である。高学歴化の結果、学業終了年齢は上昇したが、その分結婚までの時間が短縮されていることから、「ポスト青年期」の議論は、高度経済成長期に20歳代を経験したコーホートが特別な歴史的條件に恵まれていたという観点からの検討が必要であることが示唆される。

第2に子どもの出生のタイミングについては、結婚から第1子出生までの経過年数が、1980年代以前に結婚した者については、大きな遅れはみられないが、1991年以後は明らかに遅くなり、第2子出生のタイミングも第1子と同様の傾向がみられる。結婚年齢が30歳以上になると、子どもをもつ確率は低くなっていることから、晩婚化は、夫婦の子ども数の減少をもたらすが、社会全体として夫婦出生率を低下させるかは、相対的に結婚の早い夫婦がどの程度まで第3子をもつかによっており、第3子の出生には経済的要因が強く働くことが予想されることから因果モデルを用いた分析の必要性が示唆される。

第3に子どもの結婚（舅・姑への役割移行）と孫の誕生（祖父母役割への移行）は、男性は1926-30年生まれから、女性は1931-35年生まれから遅くなり始めている。

最後に親との死別、配偶者との離死別をみると、最初の親、最後の親の死を経験した年齢は、年少のコーホートほど経験していく速度が遅くなっている。また、配偶者との離別を男性の6.9%、女性の8.0%が経験している。初婚から死別までの年数の累積からは、男性の経験者の少なさが顕著であり、寿命の性差と夫婦の年齢差により多くの場合は夫が先に死亡していることがわかる。

雑誌論文文献番号：16

タイトル：結婚・出産・育児期の女性の就業とその規定要因

著者：鈴木春子

出典：『統計』第52巻 第11号, pp.17-22.

出版：日本統計協会

出版年：2001年

テーマ：

女性の就業をめぐる近年の知見を整理し、「消費生活に関するパネル調査」の2年目から5年目を用い、結婚前から育児期にかけての女性の就業率の変化と、就業規定要因の分析がなされ、大都市部を中心に学童保育を充実させる必要性が示唆される。

内容：

核家族の雇用世帯労働者でも「仕事と子育ての両立」ができる条件を探るため、(財)家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」を用い、結婚・出産・育児期の女性の就業実態とその規定要因について、常勤雇用就業を中心に分析が行われている。

まず、先行研究の知見を整理し、退職のタイミングが「結婚」から「出産」に変化していること、女性の就業行動の規定要因として「高学歴」「三世代同居」「夫が自営業」があげられ、「育児休業制度」「夫の年収」も何らかの効果をもつことが提示されている。

パネル調査の分析結果から次のような知見が得られる。出来事ごとに就業率の変化をみると、結婚後の就業率低下の多くは出産によるもの、第1子出産後は、常勤の場合7割はとどまっているが、パート等の就業者はほとんどいなくなる。第2子以上の出産では、大部分が常勤就業を継続している。常勤就業率は、出産1年後には大きく低下するパターンが見出され、育児休業法施行後も、両立を支える条件が乏しいことがわかる。また第2子出産を考えたとき、常勤就業を断念している女性が多いことを示唆している。

育児期の就業率は、第1子が5歳になるまで低下を続け、就学したら緩やかに上昇し始める。これは学童保育の不足している現状の結果であると理解されるが、上昇するパターンは都市と町村では異なり、13大都市では、3歳をピークに7歳まで低下を続けるが、町村では、4歳以降上昇する。三世代同居は低年齢児をもつ女性より、第1子小学校低学年時期の就業を促進する効果をもつことが示唆される。

最後に、結婚年、出産年、第1子低学年時に就業を規定する要因として、年齢、人的資本(教育年数、専門・専修学校修了ダミー、就業経験年数)、夫の年収、家庭内の両立支援に関わる3変数(夫の週あたり労働時間、夫・公務員ダミー、親との同居・近居ダミー)を独立変数としたロジット分析が行われ、結婚後は、教育年数、就業経験年数の長さが常勤就業を促進し、夫年収の高さは就業を抑制している。第1子出産後は、人的資本に関わ

る変数が重要な役割を果たしていること、やや有意水準は下がるが、家族内両立支援に関する要因も効果をもっており、就業中だけでなく帰宅後の暮らしを支える援助の必要性が示唆される。一方、第2子以降の出産に影響するのは、教育年数、就業経験年数、夫・公務員のみが促進効果をもち、第2子出産後に常勤就業を選択できるのは、家族内の支援が乏しくてもやっていける者のみである。低学年期は、人的資本が多いこと、年齢が若いこと、「親との同居」が促進効果をもっている。

どのステージにおいても、常勤就業には家族内支援が欠かせないと結論される。乳幼児をもつ世帯のニーズと小学校低学年をもつ世帯のニーズは内容が異なり、三世代同居が少なく、親が近居する条件の難しい都市部を中心に学童保育の充実が急務である。

雑誌論文文献番号：17

タイトル：生活満足度の長期的趨勢—諸要因別趨勢を中心に—

著者：色川卓男

出典：『統計』第52巻 第11号, pp.9-16.

出版：日本統計協会

出版年：2001年

テーマ：

「消費生活に関するパネル調査」の1年目から8年目を用い、生活満足度の長期的趨勢について、学歴、就業、所得、生活変動の諸要因間・要因内の満足度の差を検討する。どの要因もトレンド線と類似した趨勢であり、満足度を規定するのは学歴、就業状況、収入といった「資本」である。

内容：

生活満足度研究は、生活変動による影響に注目する短期的効果と、様々な要因の長期的な時系列趨勢への影響に注目する長期的効果の2つの視点があり、先行研究は前者が中心であるが、本論では後者の視点にたっている。

(財)家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」の1993年～2000年の8年間継続して有効回答の女性(N=1066)を対象とした分析を行い、以下のような知見が得られた。

全体の趨勢は、有配偶継続(N=704)が一貫して低下傾向に、無配偶継続(N=156)は1996年を頂点とした山形となり最近では低下傾向にある。両者を比較すると一貫して有配偶の方が満足度は高く、配偶関係は一貫して影響をおよぼしている。

次に有配偶継続女性に限定して①学歴、②就業、③所得、④生活変動という要因ごとにトレンド線との差について検討される。ほぼどの要因もトレンド線と類似した趨勢を示している。

①妻および夫の学歴別では、妻、夫とも大卒以上の者は生活満足度が高く、妻はそれ以外の階級間では差がないが、夫は、中卒者との差が大きい。

②就業形態別でみると、妻は、無職継続が一貫して満足度が高く、常勤継続もその趨勢がみえるが、パートは一貫して低い。夫は、就業継続者が一貫して高く、その他は一貫して低いことから、就業継続という安定性は生活満足度にプラスの効果をもつ。ただし、妻のパート継続者は就業形態を変更している者より低いことから、就業の意味がおかれている状態により生活満足度が規定されている。

③所得では、夫妻の年収の満足度に対する持続的なプラス効果は、収入が高く継続している層でみられる。妻の親の年収が500万円以上だと一貫して高い。

④生活変動回数は総じてあまり影響をもたない。頻繁な変動はマイナスだが、若干の変動はプラスとなり、家族よりも妻本人の経験の方が影響力をもつ。具体的には、結婚、離婚、出産、親同居・別居などの世帯変動は、あってもなくてもあまり影響をおよぼさない。妻本人の出来事（就職・退職、入学、PTA役員引き受け、病気、消費トラブルなど）経験はあまりない方がよく、毎年のごとく何かおこっていると、総じてマイナスになる。妻以外の家族の出来事（失業、転勤など）は、毎年のように頻繁だと満足度は下がるが、ある程度の回数であれば、それほど影響はない。生活の安定性が満足度にとっては重要なプラス要素となっている。

最後に、ブルデューの「資本」概念の視点から、学歴の効果について詳細な検討が加えられている。生活満足度に対して、生活変動はあまり影響を及ぼさず、学歴やそれに連動した収入や就業状況の継続性の影響が一貫して大きく、生活満足度の長期的趨勢に影響を及ぼしているのは「資本」の大きさ（学歴が高く、収入がこれに相関して高く、就業状況も安定している複合的な波及効果）であり、社会的空間の持続的差異性が確認される。

タイトル：コンドラチエフ波動と年金制度

著者：安宅川佳之

出典：『日本年金学会誌』第20号、pp. 121-128.

出版：日本年金学会

出版年：2001年

テーマ：

欧米主要先進国におけるコンドラチエフ・サイクルと各局面での社会保障政策を含む社会事象との関係を概観した上で、そこから見出された規則性をもとに、戦後日本の年金制度の変動とコンドラチエフ長期波動の関係を再考する。

内容：

コンドラチエフ長期波動とは、平均周期が50年の物価と金利の波動である。それは、1780年末から約50年間の1844年～1851年までの第一回目の長期波動と、1890年～1896年までの第二回目、1914年～1920年までの第三回目を経て、現在は第四期に分けられる。そこで、この論文では、まずはじめにコンドラチエフの長期波動が年金制度を含む社会保障制度や経済システムの「思想の循環現象」であるとした上で、コンドラチエフ長期波動と欧米主要先進国の各局面における今までの社会保障制度の重要事象を概観し、そこから規則性を見出そうとしている。そして、次に日本における戦後の年金制度を中心とした社会保障制度をコンドラチエフ波動に即して概観する。社会保障に関する歴史を振り返ると、インフレのピーク期とデフレのボトム期で財政の状況が変化せざるを得ないために、年金制度は変革を求められてきたことが明らかになった。最後にそれらを踏まえて、現在デフレの渦中にある日本での、デフレ脱却と年金制度の変革について、財政問題を中心に解決策を示している。

まずはじめに、コンドラチエフ波動と世界の政治経済事象を第一波動から第四波動まで振り返る。景気上昇波動を、物価が比較的安定している前半期の「上昇前期リフレ」、インフレの圧力が強まる後半期の「上昇後期インフレ」、ピーク前後の「ハイパー・インフレ期」の3局面に分類している。また、景気下降波動をピーク直後の不況を含むインフレ解消の「ディスインフレ期」、その後のデフレへの転換点である「反動期」、波動を上昇転換へと模索する「ボトム期」の4局面に分類し、各波動ごとに全7期の事象を追っている。ここでは、上昇期には「社会保障拡充政策」が積極的に取られており、下降期には、「社会保障縮小政策」が取られる傾向にあることが示された。つまり、景気が上昇すると社会保障政策は拡充されるが、景気が下降すると縮小されるのである。したがって、コンドラチエフ波動と年金制度を中心とする社会保障制度政策には、類似性があることがわかる。

これを踏まえて、戦後の日本に焦点を当ててみる。日本の社会保障制度は 1930 年代の下降波動の中で一つの国策としてスタートした。リフレ期では、GHQ の影響から日本の社会保障システムは社会保険中心のアメリカ型で、保険料拠出型のため、国庫負担は低く抑制されていた。上昇後期のインフレ期では、社会保障制度がかなり拡充され、1958 年には国民皆保険が、翌年には国民皆年金が施行された。また 1971 年には児童手当法が創設され、翌年には高齢者の医療費無料の老人医療制度も実施された。しかし、1973 年の第一次オイルショックを機に、下降期へ転換するピーク期を迎える。ここでは、いままで拡充し続けてきた社会保障給付費の増加率がピークに達し、まさに、コンドラチエフ波動のピーク期と一致している。1970 年代後半は、下降前期のディスインフレ期であり、年金給付費の増大に懸念が示されるようになり、国庫負担率の引下げや、物価スライドの前面凍結が提唱される。デフレへの転換期である反動期では、バブル経済の煽りを受けて、国民所得は増大した。そのため国民の負担感が軽減され、厚生年金での保険料引上げや、物価スライドの導入など、再び社会保障制度全般での拡充がなされた。1990 年半ばから下降後期のデフレ期を迎える。バブル経済が崩壊し、デフレによる所得の伸び悩みから、今まで施されてきた社会保障の拡充政策が大きな負担となってくる。そこで、とられたのが社会保障縮小政策である。基礎年金支給年齢の引上げや給付の削減、拠出者の保険料の引上げをはじめ、老人医療負担の引上げなど、医療・雇用・福祉全般に渡る縮小政策である。

このような事象を経て、現在日本はデフレの渦中にあり、年金制度は深刻な財政難である。そこで 4 つの財政難解消案を提示している。1 つは、年金支給開始年齢の引上げである。これにより、給付費は削減される。長寿社会において、高額な給付は財政を悪化させるだけだからである。2 つ目は、被扶養世代、つまり従属人口比率を低くし、生産力を向上させることである。具体的には従属人口中の高齢者に労働インセンティブを与え、現役世代へとシフトしてもらうことである。在職者に年金給付を制限すると、逆に労働インセンティブは低下するため、そのバランスが大切となる。3 つ目は、長期的な出生率の引上げである。歴史を振り返ると、児童手当等の社会保障制度を拡充すると、出生率が低下する傾向がある。ここには、モラル・ハザードが働くといった要因が考えられる。よって、ここにおいても家族の保険機能と社会保障とのバランスが重要である。4 つ目は、国民年金・厚生年金保険料の積み立て方式の徹底である。賦課方式や税方式への移行は、拠出者の支払いのインセンティブを希薄にし、滞納者を増加しかねないからである。この痛みを伴う年金財政の改革こそが今必要とされていると述べている。

雑誌論文文献番号：19

タイトル：年金制度と「少子高齢化」問題

著者：林 幸雄

出典：『日本年金学会誌』第20号、pp. 58-61.

出版：日本年金学会

出版年：2001年

テーマ：

「少子高齢化」はひと括りに論じられることが多いが、「高齢化」は否定すべきことではなく、20世紀の科学の進歩の賜物であり、「少子化」こそが社会問題であるという立場から、少子化の真の原因を追究し労働市場における具体的政策を提案する。

内容：

現在、日本において年金制度は成熟化する一方で、失業率は上昇し、人々の不安は増大傾向にある。その中で、公平性の観点から年金制度の改正がなされている。しかし、少子高齢化と経済状況の悪化が相まって、人々の不安はいつこうに解消されていないのが現状である。この論文では、人々の労働という視点から、まず始めに「少子高齢化」の問題点について、第二に「少子化」の社会的要因について、第三に「少子化」政策の具体的方法について言及されている。最後に年金財政との関係から、その財政悪化の要因を探り、その対策を提示している。

「少子高齢化」は一つの社会問題として論じられる傾向にある。しかし、「高齢化」と「少子化」は一括して述べるべきではない。「高齢化」は人間が発明した科学の進歩から実現した「よろこぶべき現象」であり、対する「少子化」こそが、社会にダメージを与える社会問題なのである。また、高齢者＝非生産者（富の消費者）、現役世代＝生産者といった単純な二分化は意味をなさない。高齢者でも生産に携わる人もいれば、その逆も多数存在するのが現状だ。よって、「高齢化」自体を悲観視せず、問題は「少子化」にあることを認識しなければならないとする。

「少子化」は、労働力人口を減少させ、経済成長を衰退させるなどマイナス影響を国全体に与える。よって、「少子化」は産む産まないといった女性の自己決定の私的問題であることを前提として、産みたい女性の産める環境を整備し、育てたい男女の育てられる環境を整備する国や地方自治体などの公的問題でもあると考えられる。このような環境整備は政府の責任でなされるべきだとしている。一つ目は、保育施設の充実が挙げられる。保育所定員の多い地域では出生率が高いという結果がでており、保育環境の社会的サービスを充実させることは大切である。二つ目は、学費の低額化である。日本は他国に比べ、学費が高く、子どもの養育コストが高いことも「少子化」の要因と考えられるからである。三

つ目は、男女問わず労働者の労働環境や労働条件の整備である。男女の性別役割分業の打破や男女共同参画社会の実現へ向けてあらゆる施策はなされているが、出産や育児といった家庭生活を充実させるためには、労働時間とのバランスが考慮されなければならない。しかし、わが国では長時間労働が余儀なくされ、この「長時間過密労働」こそが仕事と出産・育児を阻む最大の要因となっている。具体的には、労働時間の厳密な法規制やワークシェアリングなど雇用形態の柔軟化が必要である。

しかし、経済状況が悪化の一途をたどるわが国での雇用形態の多様化は、「少子化」対策とはならず、倒産や解雇、パート・アルバイト化といった現象をグローバル化の名のもと正当化してしまうと述べられている。このような状況下では、厚生年金から第1号被保険者へのシフト増加とともに、未納者や免除者を増加させ、保険財政をさらに悪化させてしまうといった「空洞化」を招いてしまう。これは将来の無年金者や低額年金者の増加を意味し、人々の不安をさらに掻き立てるといった悪循環を生むと考えられる。また、農業者をはじめ自営業者は、政府の「輸入製品の拡大」や「大型店舗出店の規制緩和」によって経営が圧迫されている。このような年金制度以外の対策によっても間接的に、年金財政の悪化が促進される。国民の不安感を取り除くためにも、年金制度の改正をはじめ、雇用における制度の改善など多角的かつ抜本的な対策が必要とされている。

雑誌論文文献番号：20

タイトル：年金制度の財政問題：人口構造から見た

著者：岡崎陽一

出典：『日本年金学会誌』第20号、pp.58-61.

出版：日本年金学会

出版年：2001年

テーマ：

公的年金制度の財政問題には少子高齢化という人口構造の変化が根底にある。この論文では、その変化に対する短期的・長期的対策をパラレルにとること、そしてその前提として公的年金制度を本質から再考することの必要性をとく。

内容：

1960年代に国民皆年金制度が発足し、年金制度は成熟化してきたが、他方では少子高齢化が進んでいる。高齢化によって年金支給額が増加傾向であるのに対し、年金保険料の拠出者が減少するために財政難になるといった財政上の問題に直面している。この問題を解決するためには、受給者の支給年齢を遅らせる、あるいは支給額を減らすといった方法や拠出者の保険料の引き上げや、国庫負担の増額などの方法が考えられる。つまり、年金制度の財政難問題には、受給者である高齢者人口と保険料負担者である現役人口の数的バランスが重要なのである。

そこで、この論文では、その財政問題の要因として「少子化」を挙げている。日本では、明治以降、多産多死から少産少死へと移行し、1950年代半ばに少産少死の状態で定着した。人口総数を維持する安定した状態を人口学では「静止安定人口の状態」というが、この状態が公的年金の財政も安定させる状態であるといえる。しかし、現役世代人口と高齢人口のバランスが崩れ、それによって財政難となっているのが現状である。具体的には1970年代半ばから出生率が低下しはじめ、1995年の年齢構成では、年少者人口の減少と老年人口の増加が顕著に見られはじめた。厚生労働省の「日本人口の将来推計」によると、2025年には老年人口が年少人口の2倍以上になると予測されている。このような状況下では、少子化により現役世代の子どもの養育負担は減少するものの、高齢化により高齢者の扶養負担が増加するのである。

しかし、この少子高齢化は先進諸国全体にみられる現象であり、悲観視ばかりするのではなく、この現象を所与のものと認識し、具体的な対策を施すことが重要となる。そこで、まず、少子高齢化の原因を明白にしたうえで、公的年金制度の財政問題の解決策を考えなければならない。そもそも少子化は1970年代半ば以降の出生率の低下が発端であり、その要因として、結婚率の低下と既婚夫婦の出生率低下の二つが挙げられている。前者の結

婚率の低下については、特に女子の有配偶人口の割合が1975年と比較して1995年では急激に減少しており、それは年齢別での比較にもおいても顕著である。この背景には女性の高学歴化や就業率の増加がある。このような女性のライフスタイルの多様化が結婚率の低下をもたらしたと考えられる。また、後者の夫婦出生率低下の原因は、「産みたくない」という理由ではなく、仕事と子育ての両立困難であるとしている。女性が仕事を継続していく中で、男女の性別役割分業意識の残存をはじめ、仕事と育児の両立が困難な社会状況では、最終的に実際産む子どもの数が少なくなってしまうというのである。

このような少子化の要因を踏まえた上で、短期的対策と長期的対策の両方を平行に考える必要がある。また、公的年金制度は世代間の損得論で終始するのではなく、世代間扶養の制度であることを前提とし、対策を考えなければならないと筆者は説く。なぜならば、戦後、日本の家族制度は画期的変化を遂げ、今まで家族の役割とされてきた高齢者の生活保障が社会化されてきているためである。ここでいう短期的対策とは、不可避である少子高齢を所与のものと認識した上での、多角的対策を指す。具体的には、支給サイドでは、支給開始年齢の延長や支給額の削減である。この場合は、高齢者の就労を確保するなど、他面での高齢者の生活水準維持対策が必要となると考えられる。また、拠出サイドでは、拠出する保険料の引き上げが考えられる。しかし、一方的な増額は、現役世代の家計に悪影響を及ぼし、逆に少子化を招くといったリスクもある。よって、これらの方法はバランスが重要であり、社会状況を見ながら漸進させるべきなのである。一方、長期的対策は、人口構造の偏った変化を矯正しようとする、いわゆる少子化対策である。前述したような少子化の要因を排除すべく、制度だけでなく人々の意識改善を含む男女共同参画社会の実現が必要であると述べられている。

以上のように、この両対策の成功は、公的年金制度の財政問題を解決へ導くだけでなく、特に後者の少子化対策は、社会全体を活性化へと導くのである。急速な人口の少子高齢化と公的年金制度の成熟化してきた今こそ、公的年金制度について抜本的に再考する必要があると思われる。

雑誌論文文献番号：21

タイトル：高齢少子化と21世紀の労働力需給

著者：後藤純一

出典：『日本労働研究雑誌』No.487、pp.3-19.

出版：日本労働研究機構

出版年：2001年

テーマ：

この論文は、わが国における少子化対策として概して主張される「出生率引き上げ策」が、実際に有効な手段であるのか否かを、経済モデルを用いた理論的分析とシミュレーション分析を用いて検討する。

内容：

1998年に「1.38ショック」として少子化が社会問題化され、現在も少子高齢化は進行し、危機的に論じられている。わが国の経済力や労働力の需給にもインパクトを与える問題である。これらの問題を打破すべく、少子化に対する対策が多く論じられているが、その中でも児童手当の大幅引き上げなどの「出生率引き上げ策」が主張されている。しかし、この策は実際にプラスの効果をもたらすのであろうか。

この論文では少子高齢化から生ずるとされる労働力不足の緩和や現役世代の負担軽減に対処するためにとられようとしている「出生率引き上げ策」は、実際に妥当な策であるのか否かを検討している。そして結果的に、「出生率引き上げ策」は高齢者の増加と年少者の増加から、従属年齢人口が全体として増加するため、現役世代に二重の負担を強いることになり、結局逆効果を招くことが示唆されている。したがって人口政策をとるのではなく、少子高齢化を所与の人口変化として受け止め、生産性上昇や労働力率の上昇といった労働政策を施すことが重要であることが結論として述べられている。

これらを検証するにあたり、まずはじめに、わが国の高齢化・少子化に関する基本的データを整理する。そして高齢化の真の要因は、1940年代末から1950年代にかけて合計特殊出生率が半減した出生率の減少であり、1998年の「1.38ショック」といった最近の問題ではないことを明らかにし、高出生率時代に生まれた人が高齢者になる2020年頃には、高齢人口比率が現在の17.2%から27%前後に急増することを指摘している。

これに留意した上で、次に出生率の変化が現役世代の負担にどのような影響を与えるか、経済モデルを用いて理論的に検証する。ここでいう現役世代の負担とは単に税金や年金制度の保険料や医療費といったものだけでなく、家族内での子どもの養育や老親の世話などのコストも含めた広義での負担を指す。ここではWeil(1999)の3期モデルを発展させた4期モデルを用い、すべての人が4期生きるという仮定のもと、理論的分析をおこなってい

る。そしてその結果、以下のことが明らかにされた。前述したように高齢人口比率は今後上昇していき、その中で年少人口を増加させることは、全体として従属年齢人口比率を高めることになり、結果として現役世代の負担を増加させてしまう。また、出生率が低下すれば、その比率も低下する。つまり、高齢人口比率は現在および過去の出生率によって規定されており、現役世代の負担となる従属年齢人口比率は、今後の出生率によって変化しうることを示唆している。

つぎに、このモデルを用いて5つの期間のシミュレーションを行なっている。ここで明らかにしたいことは、これからの出生率の変動が現役世代の負担に与える影響である。その結果、現状においては出生率の引き上げはむしろマイナスであり、次々期である2020年以降の引き上げが最善であるという結果が得られている。つまり、現時点での出生率の引き上げは望ましくないのである。しかし他方では、急激な高齢化は雇用のミスマッチといった労働局面での問題が生じるマイナス面もあるとする。

そこで、この高齢化に伴う雇用におけるミスマッチを解消する労働政策が必要となってくる。つまり生産年齢人口の減少に対処する政策である。ここでは大きく分けて二つの労働政策が挙げられている。一つは生産年齢人口自体を増加させるための雇用創出である。具体的には国内における女性の職場進出や外国人労働者の活用、高齢者の活用、農業の効率化などである。農業の効率化であるが、日本は農業従事者が多いにもかかわらず、GNPに対する農業比率は非常に低いため、農業の効率性・生産性を高め、従事者を他産業へシフトさせるのである。もう一つは、労働生産性の向上である。労働生産性の向上は、減少した生産年齢人口分を補うことができる。これからの課題は、看護婦といった専門職や3Kとよばれる特定の職種における人手不足の解消である。そのためには、それら職業の労働条件の改善が必要となってくるのである。このように、労働政策によって生産年齢人口の増加や労働生産性の向上こそが現在必要とされる施策であるという結論を導いている。

雑誌論文文献番号：22

タイトル：農村の少子高齢化問題

著者：相川良彦

出典：『農林水産政策研究所レビュー』 第1号, pp. 58-66.

出版年：2001年

テーマ：

農村地域における未婚化・晩婚化の現状を事例による実証研究から農業後継ぎの結婚問題（嫁不足）について考察を行うとともに、農家・農村における高齢者介護や介護サービス提供者の実態、介護保険の実施状況が概観されている。

内容：

少子高齢化が、他産業・都市に先駆けて進化している農業・農村において実証研究はあまり多くない。本論では、第1に未婚化・晩婚化の推移をふまえ、2つの具体相をとりあげ、それらが社会問題として存在していると指摘する。

ひとつの具体相は、男性に比べて結婚適齢期の女性数が不足しており、しかもそれが地域間格差をもってあらわれていることである。加齢とともに非DID地域の未婚男性比が増加し、女性の不足は農村の方が深刻である。その原因として、製造業の低迷による、とくに女性雇用市場の縮小と「家」の後継ぎ意識が男性子弟に地元残留を選択させるのに対し、女性はその拘束から比較的自由であることによる。いまひとつの社会問題としての具体相は、若い女性が、農村、とくに農家に嫁ぎたがらなくなったことである。直系家族の居住形態は中山間地の一部で劇的に崩れつつあるという。

嫁不足に悩む長野県小海町と嫁の補充に成功している川上村の調査事例から、未婚男女数のアンバランスが農村男性の結婚障壁となっていること、「同居」志向は農家に強く、「近隣に別居」は両親が元気な場合と、40歳未満に多いという新しい別居形態があること、専業農家の後継ぎは、農業に専従し、早めに結婚して、親と同居する傾向にあることなどが示されている。また、数量化Ⅱ類による分析の結果、高収・専業農においては学歴が高いか、出なければ低く、学卒後農業一途にやってきた男性が結婚しやすい。嫁いだ女性も、3分の2が都会から、多様なチャネルを通じて結びついていることから、本人、家族、農村に魅力がそろっていなければ、都会から女性を迎えられない結果、多くの中山間地の農村で嫁不足となっていると結論される。

ところで、高齢者介護の現状に目を転じると、家族介護志向の強いことが確認される。生活上の協力関係が強いという日本の直系家族の性格が同居する嫁への介護期待を強くし、農家へ嫁ぐことや親との同居を忌避する一因となっていると分析される。

また、高齢者介護の現状は以下の4点にまとめられる。①在宅介護者は、他出した後継

ぎを頼りに思うが、相談相手としてのみにとどまっている。②（特定の）女性に介護役割が集中しており、農作業との両立は難しい。③家族介護意識が強く、社会サービスをうけようとしなない。農村の方が障害度の重い高齢者が多い。④農村での地域的な介護ボランティア支援活動は低調である。これらのことは農村の高齢者介護に対して、有識者には介護がみえず、介護者はストレスが高じるというジレンマを生んでいる。

介護サービス提供者について農村に顕著な現象は、①1990年代、多くの福祉施設が開設され、サービスも提供された、②民間機関とくに医療機関の参入が進み、保健・福祉を併設し複合化のメリットによって経営基盤の安定を目指している、③JAは介護サービスの事業体として成長している、④高齢者介護サービスは、投資波及効果も大きい成長産業とみなされるようになった、という4点が挙げられている。

最後に介護サービスの現況をまとめると、次のようになる。①介護保険制度は、介護をサービス財と位置づけてオープンにした結果、抑制されてきた介護サービスの利用が顕在化し増加する局面と、社会的性格が払拭されず介護サービスの利用量も変わらない局面がせめぎ合っている。②制度の開始にあわせて、多様な事業者が介護サービス事業に乗り出し、営利法人と医療法人の新規参入と、社会福祉法人の在宅サービスへの拡張が目立つ。逆に、協同組合やNPO法人などの非営利法人の参入は多くない。

このような未婚高齢化は、経済的に沈滞した中山間地に発生し、悪循環しているようであるが、介護保険（という富の再分配機能）により、介護サービス業が女性雇用の場を地域に提供し、男女のアンバランスを緩和すれば未婚化の抑止に役立つ。高齢者の老後を支えるだけでなく地域経済を活性化させ、女性の就業の場を提供し未婚化増加を防ぐ手だてとして、中山間地における介護サービスの整備が課題である。

雑誌論文文献番号：23

タイトル：選択的人工妊娠中絶をめぐる倫理的問題

著者：山本英輔

出典：『流通経済大学論集』第36巻1号、pp.29-37.

出版：流通経済大学経済学部

出版年：2001年

テーマ：

本論文は、「選択的人工妊娠中絶」の問題について、英米圏のバイオエシックスの思考の枠組みをこえて思索する可能性を探り、ハイデガーの議論を参照し、「自己決定」や「幸福」の本質を問いかけるものである。

内容：

本論文は、「選択的人工妊娠中絶」（以下「選択的中絶」と略）の問題について、英米圏のバイオエシックスの思考の枠組みをこえて思索する可能性を探ろうとするものである。

「中絶」一般をすべて否定するのではない立場から議論していくが、障害や病気を理由に中絶を行える状況には新しいタイプの「優生思想」があり、その「優生思想」とそれを支える思考が果たして将来の人間社会にとって善いものかどうか疑問を投げかけている。

まず、バイオエシックスにおいていわゆるパーソン論と呼ばれる一連の議論を整理すると、その特徴は、第一に自己意識、理性を指標に人格を規定することである。ここには知性重視の近代的な人間観がある。第二の特徴に、線引きされる者は人格であるという点が挙げられる。第三に、パーソン論が自己決定論との共犯関係にあることであろう。つまり自己決定能力を有するものが、人格として生きるに値するとされるのである。

「優生学」「優生思想」は第二次世界大戦後から、「安楽死計画」を遂行したナチスの犯罪とのからみで眺められ、軍国主義や人種主義につながる思想としてイメージされてきた。しかし今日優生学の歴史研究が進み優生学に対するこれまでの認識が訂正されている。「優生学」に関連する生物学的・医学的知識の多くは誤っていたが、ゲノム解析にみられるような遺伝学の進展によって、一層正確に認識される知識がもたらされた。新しい優生思想は、その対象とやり方を、親の「断種」から胎児の「中絶」、あるいは受精卵の「破棄」へ移しており、さらに将来的には、遺伝子改良といった、「積極的優生」の可能性も予想されている。「優生学」が蔑称的となった理由として挙げられているひとつが、国家による強制とそれによる人権侵害であったが、この問題は法律上の問題として解決されるものでもある。したがって、強制されなければ、すなわち個人の自己決定ならば、そして知識が誤っていなければ、優生学は正当化され、出生前診断も積極的に推奨されるものとなる。個人の自由な自己決定は、こういった「優生思想」を保持することの免罪符となっている。そ

してこの自己決定をパーソン論が支えるという事態になっている。

選択的中絶の問題はアポリアの様相を呈している。仮に、個人の自己決定に基づいて選択的中絶を行う際の現実的な問題を考えると、自己決定をする際の情報の在り方の問題がある。また、選択的中絶による結果的な優生においては、過渡的状況を見逃した、病気や障害に対する安易な解消につながる危険性がある。さらに、有限な福祉財源のなかでは、障害のある子を産むことはあきらかな決断の結果であり、その決断は社会に金銭的な負担をかけるものとみなされることになる。以上のように、我々の自己決定は、何らかの権力の中に置かれており、またその権力に加担する。さらに、自己決定に基づく選択的中絶において、最も根本的な問題点は、厳密な意味ではそれが「自己決定」ではなく不在するもしくは決定能力がない本人に代わって他者が決定することである。出生前診断を経て選択的中絶することにおいては、他者への眼差しが通常の場合と異なり、ここにはおそらく「殺すこと」「死」の変容があると考えられる。墮胎は「殺す」ということより「処理」へと変わるのではあるとするならば、新しい優生思想は、テクノロジーの問題系の中で吟味しなくてはならない。ここでハイデガーの議論を参照・変形して考えたい。

技術の権力の支配にある我々は、選択的中絶という形で生を終える胎児の「死」を「死」として、胎児を単なる細胞組織の魂ではなく、あくまで「他者」として理解する必要がある。このような思惟は技術のマッヘン(machen)の対極のものであり、ハイデガーの言うラッセン(lassen)といったものではないか。ラッセン(lassen)とは対象化をしないで事象を頭にするということであるが、E. ケッテリングが示した解釈から理解できるように、胎児の「死」は、ありえたその者の存在可能の不可能性を、またその者との共存在の不可能性を、省察する者にふり向けさせる。

決定は能動的な行為に見えて、実のところは受動的である。幸・不幸も単純に障害のあるなしで決まるものではない。しかしバイオエシックスの多くの議論では、「自己」はあくまでアトミスティックで完結した近代的主体としてしか考えられておらず、また幸・不幸もその奥行きにおいては問われない。このような「自己」「決定」「幸福」の理解によって選択的中絶を容認し進めていくなれば、かえって我々自身の生や存在が有している、その多様で深遠的な諸相を狭隘し平板化することになるのではないだろうかとしている。